



広島県報

定期
第73号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

平成八年広島県告示第六百九十五号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく知事が定める施設)の一部を改正する告示	(福利室)	一
昭和四十八年広島県告示第百七十一号(騒音の規制に関する定め)の一部を改正する告示	(環境対策室)	一
昭和五十三年広島県告示第五十八号(振動の規制に関する定め)の一部を改正する告示	()	一
(以上県法規記載)	()	一
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等変更許可申請の概要	()	一
特定計量器の定期検査の実施(二件)	(計量検定室)	三
建設業法の規定による建設業者の許可の取消処分	(建設産業室)	三
道路の区域変更	(道路河川管理室)	四
道路の供用開始	()	四
公告	()	四
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(地域産業振興室)	四
県営土地改良事業変更計画の樹立	(土地改良室)	五
開発行為に関する工事の完了	(建築指導室)	五
公安委員会告示	()	六
遊技機の型式の検定の告示	()	六

告示

広島県告示第八百五十一号
平成八年広島県告示第六百九十五号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく知事が定める施設)の一部を次のように改正する。
平成十八年九月二十八日

本則中「第十一条の二第二号」を「第十一条の二第三号」に改める。
附則

この告示は、平成十八年十月一日から施行する。

広島県告示第八百五十一号
昭和四十八年広島県告示第百七十一号(騒音の規制に関する定め)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。
平成十八年九月二十八日

第三号の表特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号二に該当する区域の項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

広島県告示第八百五十三号
昭和五十三年広島県告示第五十八号(振動の規制に関する定め)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。
平成十八年九月二十八日

第三号の表規則別表第一の付表の第一号二に該当する区域の項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

広島県告示第八百五十四号
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。
平成十八年九月二十八日

広島県知事 藤田雄山

申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都中央区八重洲二丁目三番一三号 藤和不動産株式会社 取締役社長 杉浦 重厚
工場又は事業場の所在地及び名称	東京都千代田区大手町一丁目六番一号 三菱地所株式会社 代表取締役専務執行役員 大山 智 東京都千代田区大手町一丁目六番一号 メックプロパティ株式会社 代表取締役 興野 敦郎 廿日市市阿品三丁目二五三番五八 (仮称) 藤和ナタリーマンション・四期B棟

申請の内容

七十二 し尿処理施設を一基設置する。

1 特定施設の種類、能力及び使用の方法

種	七二 し尿処理施設
---	-----------

(注) 能力等については、「2 汚水等の処理の方法」に同じ。

2 汚水等の処理の方法 汚水処理施設

工期等		汚水等の処理施設					
使用開始	予定年月日	種	型	構造	主要寸法 (単位・メートル)	能力 (汚水処理)	汚水等の処理の方法
完成後直ちに		汚水処理施設	P M J I ・ 五五 O D G 型	R C 造	縦五・五×横一六・四×高さ四・一八	一日あたり一一一 ^m 処理	膜分離活性汚泥方式
工事着手	予定年月日						許可後直ちに
工事完成	予定年月日						工事着手後四ヶ月

使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)

二四時間連続使用 (なし)

汚水等の排出先	使用の方法								項目
	処理前処理後の汚水等の汚染状態								
	大腸菌群数 (単位・一立方センチメートルにつき個)	排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度 (単位・水素指数)	項目	
一排水口	九〇	三〇、〇〇〇	五	二〇〇	一〇〇	二〇〇	五・八、八・六	通常	処理前
	一一一	〇五〇、〇〇〇	一六	一〇〇	一八〇	三〇〇	五・八、八・六	最大	処理前
	九〇	三、〇〇〇	二	三〇	一五	一五	五・八、八・六	通常	処理後
	一一一	三、〇〇〇	八	四〇	二〇	二〇	五・八、八・六	最大	処理後

3 排水口の汚染状態

No. 1 排水口	項目						通常	最大
	大腸菌群数 (単位・一立方センチメートルにつき個)	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度 (単位・水素指数)		
九〇	三、〇〇〇未滿	二	三〇	一五	一五	五・八、八・六	五・八、八・六	

事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間

平成十八年九月二十八日から
平成十八年十月十八日まで

2 縦覧場所
 広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課及
 び廿日市市環境政策課

広島県告示第八百五十五号
 計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次の
 とおり実施する。
 平成十八年九月二十八日

一 区域
 海田町
 広島県知事 藤 田 雄 山

二 対象となる特定計量器
 非自動はかり、分銅及びおもり
 三 検査の日時及び場所

実施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 場 所
平成一八・一〇・三〇	一〇・〇〇～一二・〇〇	海田町海田東公民館
" " " " 三二	一三・〇〇～一五・三〇	海田町役場
" " " " 三二	一〇・〇〇～一五・三〇	海田町役場

四 所在場所における定期検査(ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。)の期日及び場
 所

実 施 期 日
 平成十八年十月三十日から
 平成十八年十二月二十八日まで
 実 施 場 所
 当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関
 指定定期検査機関
 社団法人 広島県計量協会

広島県告示第八百五十六号
 計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次の
 とおり実施する。
 平成十八年九月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域
 府中町
 二 対象となる特定計量器
 非自動はかり、分銅及びおもり
 三 検査の日時及び場所

実 施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 場 所
平成一八・一一・一	一〇・〇〇～一五・三〇	府中町立府中公民館
" " " " 二	一〇・〇〇～一五・三〇	府中町立府中南公民館

四 所在場所における定期検査(ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。)の期日及び場
 所

実 施 期 日
 平成十八年十一月一日から
 平成十八年十二月二十八日まで
 実 施 場 所
 当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関
 指定定期検査機関
 社団法人 広島県計量協会

広島県告示第八百五十七号
 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設
 業者の許可の取消処分を行った。
 平成十八年九月二十八日

一 処分をした年月日
 平成十八年九月二十一日
 広島県知事 藤 田 雄 山

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 株式会社近代

広島市佐伯区藤の木一丁目三三番一 号
 代表取締役 前本 逸司

被処分者の許可番号
 広島県知事許可(般 一三)第二六五四四号

三 処分の内容
 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ
 工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の内容
 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ
 工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実
 被処分者の代表取締役は、傷害の罪により、広島簡易裁判所から罰金十万円の略式命令を受け、平成十六年十一月十一日にその刑が確定した。
 このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当する。

広島県告示第八百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年十月十二日までの間、縦覧に供する。
 平成十八年九月二十八日

道路の種類 県道
 路線名 三次庄原線
 道路の区域 広島県知事 藤 田 雄 山

区 間	別 新 旧		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	新	旧			
庄原市板橋町字番目沖四九七番一地从先から 庄原市板橋町字戸郷下組一〇四番三地从先一般国道 一八三号交点まで	二二・七〇〇 二二・七〇〇	六九・〇〇〇 六九・〇〇〇	メートル	五〇二・〇〇〇 五〇二・〇〇〇	メートル 拡幅

広島県告示第八百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第一八〇号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年十月十二日までの間、縦覧に供する。
 平成十八年九月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道三次庄原線	庄原市板橋町字番目沖四九七番一地从先から 庄原市板橋町字戸郷下組一〇四番三地从先一般国道一八三号交点 まで	平成十八年九月二十八日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第三項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。
 平成十八年九月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ベスト電器福山本店

所在地 福山市南蔵王町五丁目二番八号

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 開店時刻
 (変更前) 午前十時
 (変更後) 午前九時

(二) 閉店時刻
 (変更前) 午後八時
 (変更後) 翌午前三時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分まで
 (変更後) 午前八時三十分から翌午前三時三十分まで

三 変更する日

平成十八年十月二十日

四 変更に係るもの以外の事項

1 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
 又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社ベスト電器 代表取締役 有園 憲一
 住所 福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

(二) 小売業を行う者

ア 名称 株式会社ベスト電器 代表取締役 有園 憲一

住所 福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三三号
 イ 名称 株式会社ゲオ 代表取締役 沢田 喜代則
 住所 愛知県春日井市如意申町五丁目一一番地の三

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 三千五百平方メートル

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
 百七十台

(二) 駐輪場の収容台数
 二十五台

(三) 荷さばき施設の面積
 六十二・六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
 二百八十一・九立方メートル

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 駐車場の自動車の出入口の数
 四箇所

(二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで

五 届出年月日
 平成十八年九月十四日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
 福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年九月二十八日から平成十九年一月二十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年一月二十九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定によつて、広島市所在の坪井上地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)変更計画を定めたので、この土地改良事業変更計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求むる訴えを提起することができる。

平成十八年九月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年九月二十八日から
 平成十八年十月十八日まで

二 縦覧場所

広島市佐伯区役所

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年九月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市上平良字大原七七八番一、七七八番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐南区緑井六丁目一四番二一
 辰見 伸二

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市佐方四丁目一八一番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区小町一番二五号

積和不動産中国株式会社

代表取締役社長 寺島 竹夫

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第18号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年9月28日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0734	告示の日 (平成18年 9月28日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	CRセク シニアパ ワ	興村遊機 株式会社 代表取締役 興村 昌美 (愛知県名古屋市長和区 榎舞二丁目2番18号)	左 同



広島県報

定期第73号
付 録

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

平成十八年 五月分目録

定期 第三十三号から
第三十九号まで
号外 (第八十七号から
第九十四号まで)

日 号外 ページ	規 則
一	五〇 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
二	五〇 違法駐車車両の移動を行った場合に徴収する負担金の額を定める規則の一部を改正する規則
三	五〇 議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
四	五〇 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
五	五〇 広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則
六	〇 訓 令
七	一四 山田川ダム操作規則
八	〇 告 示
九	五四 平成十八年度地籍調査事業計画
一〇	五五 救急病院等の認定
一一	五五 特定計量器の定期検査の実施
一二	五七 漁船保険義務加入事前届出に伴う指定漁船調査書の縦覧
一三	五八 保安林の指定
一四	五九 " "
一五	五〇 " "
一六	五〇 保安林予定森林にする旨の通知
一七	五〇 " "
一八	五〇 都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可
一九	五〇 " "
二〇	五〇 港湾法の規定による臨港地区及び分区の指定
二一	五〇 自動車税に係る徴収金の収納事務の委託
二二	五〇 結核予防法の規定による医療機関の指定
二三	五〇 結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退
二四	五〇 貸金業の規制等に関する法律の規定による行政処分

二五	五〇 基本測量の実施	三
二六	五〇 公共測量の実施	三
二七	五〇 出納長の事務の一部委任	二
二八	五〇 収納代理金融機関の指定	二
二九	五〇 ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示	二
三〇	五〇 狂犬病予防技術員の指定	二
三一	五〇 生活保護法の規定による医療機関の指定	二
三二	五〇 生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更	二
三三	五〇 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	二
三四	五〇 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	二
三五	五〇 広島県中小企業支援資金貸付規則に基づく高度化事業に係る貸付金の償還金の徴収事務の委託	二
三六	五〇 出納長の事務の一部委任	二
三七	五〇 新たに生じた土地の確認及びひ字の区域の変更	二
三八	五〇 国土調査の成果の認証(市町村)	二
三九	五〇 " "	二
四〇	五〇 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	二
四一	五〇 漁業災害補償法の規定による漁獲共済義務加入申込みに対する同意	二
四二	五〇 河川敷地等の公用廃止	二
四三	五〇 家畜伝染病の発生	二
四四	五〇 保安林の指定	二
四五	五〇 基本測量の実施	二
四六	五〇 道路の区域決定	二
四七	五〇 道路の区域変更	二
四八	五〇 道路の供用開始	二
四九	五〇 公有水面の埋立ての竣功の認可	二
五〇	五〇 " "	二
五一	五〇 狂犬病予防技術員の指定	二
五二	五〇 道路の供用開始	二
五三	五〇 救急病院等の認定	二

